

太田市地域密着型サービス運営委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項、第115条の12第4項及び第115条の14第5項に規定する措置として、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、太田市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域密着型サービス等の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる太田市特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員の委員及び事業者の代表をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、太田市特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員会の委員長及び副委員長がこれに充たる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を求め、意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、健康医療部介護サービス課に置く。

(秘密保持)

第6条 委員は、委員会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。